

一般社団法人・一般財団法人と法人税

平成26年3月
国 税 庁

法人税法上の法人区分と課税所得の範囲

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般社団法人・一般財団法人の法人税法上の取扱いは以下のとおりです。

1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」といいます。）に基づく公益認定（2ページ参照）を受けた公益社団法人・公益財団法人

公益法人等として取り扱われ、法人税法施行令第5条で規定する収益事業（3ページ参照）から生じた所得が課税対象となります（法人税法26、4①、7）。なお、公益目的事業は収益事業から除かれているため、公益目的事業から生じた所得は課税対象になりません（法人税法施行令5②一）。

2 公益法人認定法に基づく公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人

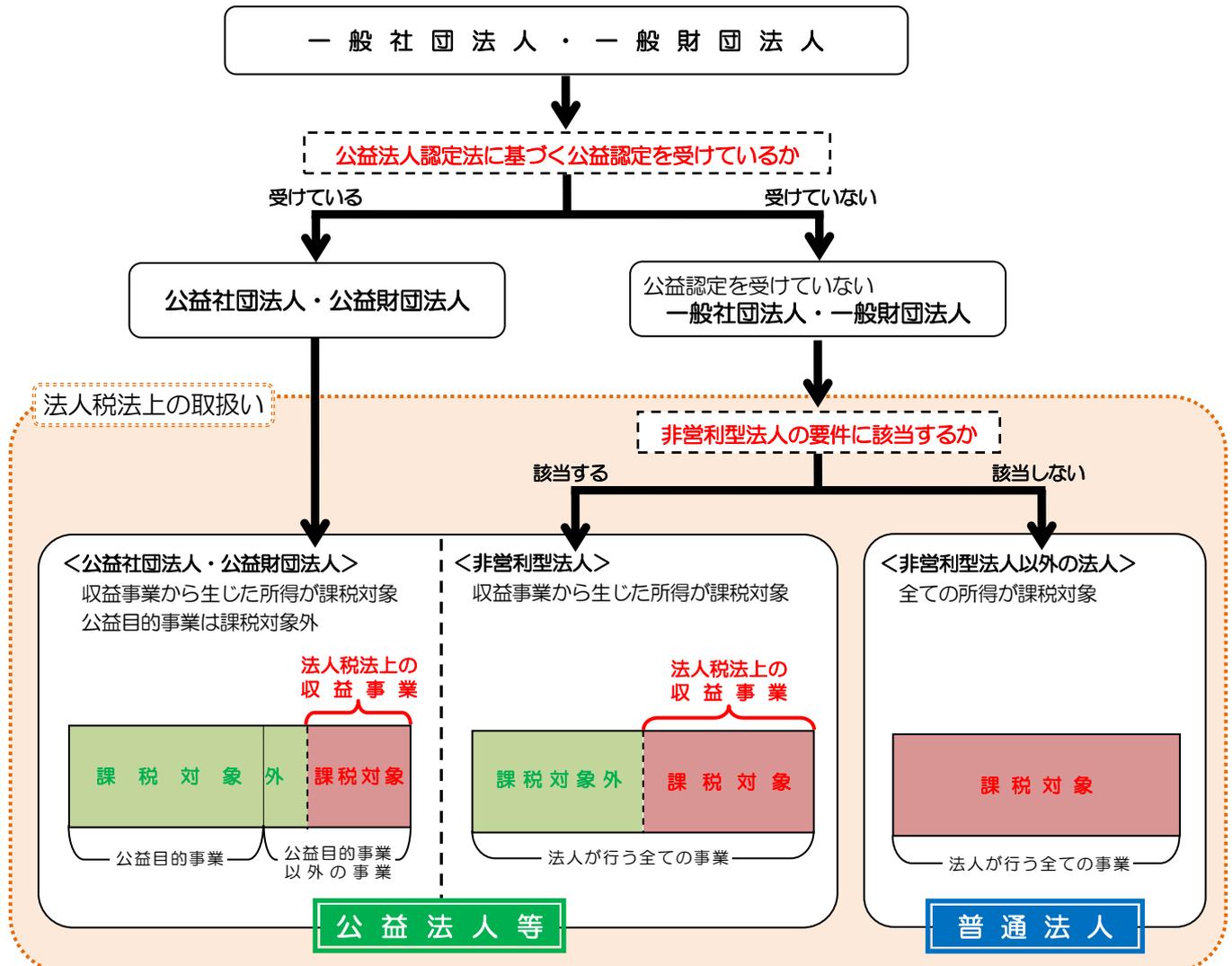
① 法人税法上の非営利型法人の要件（2ページ参照）を満たすもの（以下「非営利型法人」といいます。）

公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得が課税対象となります（法人税法26・九の二、4①、7）。

② ①以外のもの（以下「非営利型法人以外の法人」といいます。）

普通法人として取り扱われ、全ての所得が課税対象となります。

これらを図示すると次のとおりとなります。



(注)このパンフレットは、平成26年3月1日現在の法令に基づき作成しています。

公益認定について

公益目的事業を行うことを主たる目的とするなどの一定の基準に適合している一般社団法人・一般財団法人は、行政庁から公益認定を受けることにより、公益社団法人・公益財団法人となります（公益法人認定法2-1・2、4、5）。

「公益目的事業」とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する公益法人認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます（公益法人認定法2四）。

また、公益認定に係る申請書の提出先は、次表のとおり、法人の区分に応じた行政庁となります（公益法人認定法3、7）。申請手続に関してご不明な点やご質問等がある場合には、それぞれの行政庁へお尋ねください。

法人の区分	行政庁
① 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの	内閣総理大臣
② 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの	
上記①及び②以外の法人	その事務所が所在する都道府県の知事

（参考） 行政庁の連絡先については、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」（www.koeki-info.go.jp）からご確認ください。

非営利型法人の要件

公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人のうち、次の①又は②に該当するもの（それぞれの要件の全てに該当する必要があります。）は、特段の手続を踏むことなく公益法人等である非営利型法人になります（法人税法2九の二、法人税法施行令3）。

なお、非営利型法人が、その要件のうち、一つでも該当しなくなったときには、特段の手続を踏むことなく普通法人となりますのでご注意ください。

類型	要件
① 非営利性が徹底された法人 <small>（法人税法2九の二イ、法人税法施行令3①）</small>	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
	2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
	3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
	4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
② 共益的活動を目的とする法人 <small>（法人税法2九の二ロ、法人税法施行令3②）</small>	1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
	2 定款等に会費の定めがあること。
	3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
	4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
	5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
	6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
	7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

収益事業の範囲

公益法人等の収益事業から生じた所得は、法人税の課税対象となります。

収益事業とは次の34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人税法二十三、法人税法施行令5①）。

1 物品販売業	10 請負業	19 仲立業	28 遊覧所業
2 不動産販売業	11 印刷業	20 問屋業	29 医療保健業
3 金銭貸付業	12 出版業	21 鉱業	30 技芸教授業
4 物品貸付業	13 写真業	22 土石採取業	31 駐車場業
5 不動産貸付業	14 席貸業	23 浴場業	32 信用保証業
6 製造業	15 旅館業	24 理容業	33 無体財産権の提供等を行う事業
7 通信業	16 料理店業その他の飲食店業	25 美容業	34 労働者派遣業
8 運送業	17 周旋業	26 興行業	
9 倉庫業	18 代理業	27 遊技所業	

（注）法律の規定に基づいて行われる一定の事業のほか、上記に掲げる種類の事業であっても、次に掲げる事業は、その種類を問わず収益事業から除かれています（法人税法施行令5②）。

- ① 公益社団法人・公益財団法人が行う公益目的事業
- ② 身体障害者及び生活保護者等が事業に従事する者の総数の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの等

各種届出関係

収益事業を新たに開始したときや行政庁から公益認定を受けたときなど、法律で定められた届出の要件となる事実等が生じたときは、各種届出書を納税地の所轄税務署長に対し、その提出期限までに提出してください。

届出事由	届出書名
一般社団法人・一般財団法人を設立したとき（設立時に非営利型法人の要件に該当していないときに限ります。）	法人設立届出書
従業員等に対する給与等の支払を開始するとき	給与支払事務所等の開設届出書
収益事業を開始したとき	収益事業開始届出書
収益事業を廃止したとき	収益事業廃止届出書
行政庁から公益法人認定法の公益認定を受けたとき又は公益認定を取り消されたとき	異動届出書
非営利型法人以外の法人が非営利型法人となったとき	異動届出書
非営利型法人で収益事業を行っているものが非営利型法人以外の法人となったとき	異動届出書
公益社団法人・公益財団法人で収益事業を行っていないもの又は非営利型法人で収益事業を行っていないものが非営利型法人以外の法人となったとき	普通法人又は協同組合等となった旨の届出書

損益計算書等の提出制度

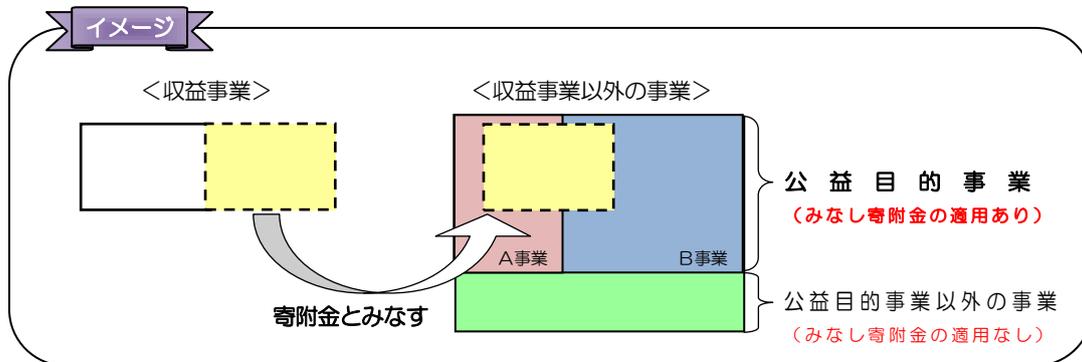
公益法人等である公益社団法人・公益財団法人及び非営利型法人（年間の収入金額の合計額が8,000万円以下の場合を除きます。）は、収益事業を行っていることにより法人税の確定申告書を提出する場合を除き、**原則として事業年度終了の日の翌日から4月以内に**、その事業年度の損益計算書又は収支計算書を、主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません（租税特別措置法68の6、租税特別措置法施行令39の37、租税特別措置法施行規則22の22）。

その他の制度

1 公益社団法人・公益財団法人のみなし寄附金

公益社団法人・公益財団法人においては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で自らが行う公益目的事業のために支出した金額について、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額に達するまでの金額を損金の額に算入することとされています。

(注) 非営利型法人については、のみなし寄附金の適用はありません(法人税法37④⑤、法人税法施行令77の3)。



2 法人の区分の変更に伴う所要の調整

イ 事業年度の区分

次表に掲げる法人の区分の変更があった場合には、①定款で定めた事業年度開始の日からその該当することとなった日の前日までの期間と②その該当することとなった日から定款で定めた事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一つの事業年度とすることとされています。

法人の区分の変更		該当することとなった日	根拠法令等	
公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】	非営利型法人 【公益法人等】	公益認定の取消しの日	法人税法13① 法人税基本通達1-2-3(2)	
	非営利型法人以外の法人 【普通法人】	公益認定の取消しの日	法人税法14①二十 法人税基本通達1-2-6(1)イ	
公益認定を受けていない 一般社団法人・一般財団法人	非営利型法人 【公益法人等】	公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】	公益認定を受けた日	法人税法13① 法人税基本通達1-2-3(1)
		非営利型法人以外の法人 【普通法人】	非営利型法人の要件に該当しなくなった日	法人税法14①二十 法人税基本通達1-2-6(1)ロ
	非営利型法人以外の法人 【普通法人】	公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】	公益認定を受けた日	法人税法14①二十 法人税基本通達1-2-6(2)イ
		非営利型法人 【公益法人等】	非営利型法人の要件の全てに該当することとなった日	法人税法14①二十 法人税基本通達1-2-6(2)ロ

ロ 普通法人が公益法人等に移行する場合の所要の調整

非営利型法人以外の法人が公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人に該当することとなる場合には、①その該当することとなる日の前日にその普通法人が解散したものとみなし、②その該当することとなった日にその公益法人等が設立されたものとみなして、一定の法人税に関する法令の規定等を適用することとなります(法人税法10の3)。

(注) 非営利型法人以外の法人が公益社団法人・公益財団法人に合併(適格合併)される場合には、その合併は適格合併に該当しないものとみなして、所要の調整を行うこととなります(法人税法施行令14の11③)。

ハ 公益法人等が普通法人に移行する場合の所要の調整

公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人が非営利型法人以外の法人に該当することとなった場合には、過去の収益事業以外の事業から生じた所得金額の累積額又は欠損金額の累積額を益金の額又は損金の額に算入することとなります(法人税法64の4)。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接時間を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)には、申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。